埼医業Ⅰ第２３９９号
令和７年１月７日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

令和６年度医療機能情報定期報告について

このことについて、別紙のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会管下会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、令和５年度の定期報告から厚生労働省が運用する「医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）」により報告いただくことになり、今年度の報告期限は２月１４日となりますのでご留意ください。

担　当：業務課業務Ⅰ担当　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

医　第９１３－２号
令和６年１２月２３日

一般社団法人 埼玉県医師会長
一般社団法人 埼玉県歯科医師会長　様
一般社団法人 埼玉県助産師会長

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公　印　省　略）

令和６年度医療機能情報定期報告について（依頼）

県保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法(昭和23年法律第205号)に定められた医療機能情報提供制度では、同法第６条の３第１項及び第２項の規定により、病院、診療所又は出張専業を除く助産所の管理者は、「医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項」を、知事に報告することとされております。

また、本県におきましては、「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領」を定め、同制度の円滑な実施を図っております。

この度、当該要領５（１）に基づき、定期報告を別紙のとおり実施いたしますが、令和５年度の報告から厚生労働省が運用する「医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）」により報告をいただいております。

つきましては、貴会会員に周知いただき、円滑な実施に向け御協力くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

医療機関の所在地	問い合わせ先
さいたま市、川越市、越谷市、川口市の医療機関	埼玉県医療整備課　医療安全相談担当 TEL：048－830－3542 Email：a3530-01@pref.saitama.lg.jp
その他の地域の医療機関	管轄の県保健所

担当：医療整備課
医務・医療安全相談担当　竹内
電話：048－830－3542
Email：a3530-01@pref.saitama.lg.jp

別紙

令和６年度医療機能情報定期報告について

医療機能情報の定期報告については、「医療法(昭和23年法律第205号)」第６条の３第１項及び「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領(平成20年８月４日付け医第823－1号保健医療部長通知)」５(１)の規定により、県内の病院、一般診療所、歯科診療所及び出張専業を除く助産所（以下「医療機関」という。）を対象として、毎年実施しています。

１　報告内容

医療機関は、令和７年１月１日現在の状況を報告します。

各医療機関の現在公表中の情報の内容を確認し、追加や修正を行っていただきます。

２　報告依頼時期

さいたま市、川越市、川口市及び越谷市に所在する医療機関については県庁医療整備課から、その他の市町村に所在する医療機関については所管する県保健所から、令和６年12月下旬以降メール等でご案内します。

３　報告方法

原則、「医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ「じーみす」)」によるオンライン報告

ただし、インターネットが利用できない等の場合は、調査票(紙)による報告も可能です。

※Ｇ－ＭＩＳにログインするためには、Ｇ－ＭＩＳ用のユーザＩＤ、パスワードが必要

４　報告期限

令和７年２月14日(金)（令和７年１月６日（月）から入力可能）

※県で確認完了の処理後、医療情報ネット（ナビイ）で随時公表

５　報告用ホームページへのアクセス手順

（１） Google などの検索エンジンで、「G-MIS ログイン」と検索し、ログイン画面を開く。

（２） 厚生労働省から指定されたユーザＩＤ（数字やアルファベットで８桁）と医療機関で設定したパスワードでログインする。

（３） Ｇ－ＭＩＳ→緑色の「医療機能情報提供制度」→定期報告と進む。

（４） 基本情報から入力し、すべての項目を登録完了したら、右上の青字「報告」をクリックすると終了。

※詳細は、G-MIS ログイン後の画面右下に掲載しているマニュアル参照

６　県ホームページ

医療機能情報提供制度については、県ホームページにも詳細を掲載しています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/iryo-kinou3/zenkokuto-itsu.html